「限度額適用認定証」の申請にかかるフローチャート

＜令和6年12月1日以前の加入者＞（健康保険証をお持ちの方）

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていますか？

分からない → マイナポータル「ホーム」「健康保険証」で保険証利用登録をご確認ください。

はい（登録している）

「限度額認定証」にかかる申請は不要です。マイナ保険証で受診することで、所得区分に応じた自己負担額の適用を受けることができます。

いいえ（登録していない）

【令和7年12月1日まで】
「限度額適用認定証交付申請書」をご提出いただき、「限度額認定証」の交付を受けたうえで、健康保険証と併せて受診してください。

【令和7年12月2日から】
令和7年11月末までに「資格確認書」を交付しますので、「限度額適用認定証交付申請書」をご提出いただき、「限度額認定証」の交付を受けたうえで、「資格確認書」と併せて受診してください。
なお、健康保険証の返却は不要です。

＜令和6年12月2日以降の加入者＞（健康保険証をお持ちでない方）

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていますか？

分からない → マイナポータル「ホーム」「健康保険証」で保険証利用登録をご確認ください。

はい（登録している）

「限度額認定証」にかかる申請は不要です。マイナ保険証で受診することで、所得区分に応じた自己負担額の適用を受けることができます。

いいえ（登録していない）

「資格確認書」を保有していますか？

はい（保有している）

「限度額適用認定証交付申請書」をご提出ください。「限度額適用認定書」を交付しますので、「資格確認書」と併せて受診してください。

いいえ（保有していない）

「資格確認書（再）交付申請書」および「限度額適用認定証交付申請書」をご提出ください。「資格確認書」および「限度額適用認定書」を交付しますので、２つ併せて医療機関を受診してください。